

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律要綱

第一 総則

一 この法律は、民間の能力を活用した国管理空港等（国管理空港及び地方管理空港等をいう。）の運営等に関する基本方針の策定、国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例その他の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に必要な措置を定めることにより、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じた我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

二 この法律において「国管理空港特定運営事業」とは、国管理空港における1に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る2から5までに掲げる事業をいうものとする。

1 空港の運営等であつて、着陸料等を自らの収入として收受するもの

2 空港航空保安施設の運営等であつて、その使用料金を自らの収入として收受するもの

3 空港（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特

定飛行場であるものに限る。)の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は当該空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

4 3に掲げるもののほか、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は当該空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

5 1から4までに掲げる事業に附帯する事業

(第二条第五項関係)

三 この法律において「地方管理空港特定運営事業」とは、地方管理空港等(地方管理空港その他の空港であつて、地方公共団体が設置し、及び管理するものをいう。)における1に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該地方管理空港等に係る2から4までに掲げる事業をいうものとする。

1 空港の運営等であつて、着陸料等を自らの収入として收受するもの

2 空港航空保安施設の運営等であつて、その使用料金を自らの収入として收受するもの

3 空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空

港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

4 1から3までに掲げる事業に附帯する事業

(第二条第六項関係)

四 国土交通大臣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(第三条第一項関係)

五 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等の意義及び目標に関する事項

2 国管理空港特定運営事業による国管理空港の運営等に関する基本的な事項

3 国管理空港特定運営事業が実施される場合における空港の運営等と空港機能施設等の運営等との連携に関する基本的な事項

4 国管理空港特定運営事業が実施される場合における国管理空港の管理の効率化に関する基本的な事項

5 民間の能力を活用した国管理空港の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項

6 1から5に掲げるもののほか、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本的な事項

(第三条第二項関係)

六 基本方針は、地域の実情を踏まえ、空港の設置及び管理を行う者、国、関係地方公共団体等関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じた我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

（第三条第三項関係）

七 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができること。

（第三条第四項関係）

八 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、五の五の提案の募集を行うものとする。

（第三条第六項関係）

九 基本方針が定められた場合における空港法第十五条第一項の規定の適用については、基本方針に定められた五の三に掲げる事項（空港機能施設に係る部分に限る。）は、同法第三条第二項第七号に掲げる事項として同条第一項に規定する基本方針に定められたものとみなすものとする。

（第三条第七項関係）

第二 国管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等

一 国管理空港特定運営事業は、国土交通大臣が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）第十条の六第一項の規定により当該国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定した場合に限り、実施することができるものとする。 （第四条第一項関係）

二 国土交通大臣は、民間資金法第六条の規定により国管理空港特定運営事業を選定しようとする場合において、基本方針及び民間資金法第三条第一項に規定する基本方針にのっとり、当該国管理空港特定運営事業に係る民間資金法第五条第一項に規定する実施方針（以下「実施方針」という。）を定めることができないものとする。 （第五条第一項関係）

三 国土交通大臣は、実施方針を定めようとする場合において、空港法の協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴くものとする。 （第五条第三項関係）

四 民間資金法第七条第一項の規定による国管理空港特定運営事業を実施する民間事業者の選定等は、国管理空港特定運営事業を実施することとなる者が次の要件を満たしていると認められる場合でなければ、

これを行わないものとする。

1 基本方針に従って国管理空港特定運営事業を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

2 基本方針に従って国管理空港特定運営事業を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。
(第五条第四項及び第五項関係)

五 航空法の空港保安管理規程等に関する規定について、国管理空港運営権者（国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者をいう。以下同じ。）に準用すること、空港法の協議会、空港供用規程、着陸料等に関する規定について、国管理空港運営権者に適用又は準用すること等の関係法律の特例等を定めるものとする。
(第七条から第九条まで関係)

第三 地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等

一 地方管理空港特定運営事業は、当該地方管理空港特定運営事業に係る空港を設置し、及び管理する地方公共団体が、民間資金法第十条の六第一項の規定により当該地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。
(第十条第一項関係)

二 地方公共団体は、民間資金法第六条の規定により地方管理空港特定運営事業を選定しようとする場合においては、基本方針及び民間資金法第三条第一項に規定する基本方針にのっとり、当該地方管理空港特定運営事業に係る民間資金法第五条第一項に規定する実施方針を定めることができるものとする。

(第十一条第一項関係)

三 地方管理空港運営権者（地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者をいう。）が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法及び空港法の特例を定めるものとする。

(第十二条及び第十三条関係)

第四 その他

国土交通大臣は、民間資金法第七条第一項の規定により国管理空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定しようとする場合等においては、財務大臣その他関係行政機関の長に協議することその他所要の規定を設けるものとする。

(第十四条から第十六条まで関係)

第五 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第十七条から第二十条まで関係)

第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第一の五に掲げるもののほか、民間の能力を活用した民間航空専用施設（共用空港に係る施設であつて、専ら一般公衆の利用に供されるものとして国土交通省令で定めるもののうち、国土交通大臣が管理するものをいう。以下同じ。）の運営等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 共用空港における1に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該共用空港に係る2及び3に掲げる事業は、当分の間、国土交通大臣が、民間資金法第十条の六第一項の規定により当該事業に係る公共施設等運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

1 民間航空専用施設の運営等であつて、民間航空専用施設の使用に係る料金を自らの収入として收受するもの

2 共用空港航空保安施設の運営等であつて、使用料金を自らの収入として收受するもの

3 1及び2に掲げる事業に附帯する事業

(附則第三条から第十二条まで関係)

四 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第一の五及び二に掲げるもののほか、民間の能力を活用した特定地方管理空港の運営等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(附則第十三条関係)

五 特定地方管理空港を管理する地方公共団体は、当分の間、特定地方管理空港の管理を効果的に行うため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人であつて当該地方公共団体が指定するものに、当該特定地方管理空港の運営等(着陸料等を自らの収入として收受するものに限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る第一の三・二から四までに掲げる事業を含む。)を行わせることができるものとする。

(附則第十四条から第十七条まで関係)

六 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第十九条関係)